

摂津市議会

各派代表者会記録

平成21年10月5日

議 会 市 議 会

各派代表者会記録

・ 会議日時

平成21年10月5日(月) 午前10時 1分 開会
午前11時21分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席議員

座長	柴田繁勝	議員	木村勝彦	議員	嶋野浩一郎
議員	野原修	議員	藤浦雅彦	議員	三好義治
議員	森内一蔵	議員	山本靖一		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉	同局参事	池上 彰
同局主査	湯原正治	同局書記	杉本 徹		

1. 案件

- ・平成21年第3回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時1分 開会)

○柴田座長 皆さん、おはようございます。ただいまから、各派代表者会議を開会します。

本日、座長を務めさせていただきます柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、理事者からあいさつを受けることにいたします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。本日、代表者会議を開催いただきましてありがとうございます。

来る10月8日から開催予定の平成21年第3回定例会に提出いたします案件は、報告案件3件、平成20年度各会計の決算認定案件9件、予算案件2件、条例案件1件、その他3件の合計18件を予定いたしております。案件の概要につきましては総務部長からご説明申し上げます。よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

○柴田座長 あいさつが終わりました。

本日は、第3回定例会の提出議案について概略説明を受けた後、9月30日の議員総会におきまして、本代表者会議に協議をゆだねられておりました案件等について協議をお願いするものです。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、平成21年第3回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

先ず、報告第9号「平成21年度摂津市一般会計補正予算専決報告の件」でございます。これは、昨年来の世界的な経済危機により市内企業においても企業収益が悪化、特に3月決算の主要企業においては、昨年11月の中間申告以後、急

激に収益が悪化し、本年6月の確定申告では中間申告額を下回る法人が多数現れ、多額の税還付が生じております。当初予算においては企業収益悪化による法人市民税の還付を見込み、過誤納還付金1億5千万円を予算計上しておりましたが、予算不足が見込まれることから2億2千万円を補正したものであります。還付手続きが遅延すればさらに還付加算金が4.5%の年率で加算されることから、地方自治法第179条により専決処分させていただき処理したものであります。

次に報告第10号は「損害賠償の額を定める専決処分報告の件」でございます。本件は平成21年6月19日午後6時ごろ市立第二中学校グラウンドにおいて、野球部員が練習中に打ったファールフライの打球が、高さ16メートルの防球ネットを越え、グラウンド東側に隣接する家屋の2階および1階の物干し用ベランダ屋根にボールが落下し、共に波板を破損させたものであります。被害者と示談交渉を行い、また保険会社とも協議を行った結果、波板全体が経年劣化しており、施工上の問題から全面取替えをしたものであります。なお、損害賠償額81,900円は全額保険で補填されます。

続きまして、報告第11号は「平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、昨年議会に報告させていただいております。平成20年度各会計の決算に伴いまして、係数整理したところ実質赤字比率、連結実質赤字比率はそれぞれ黒字であり、実質公債費比率は8.9%、将来負担比率は15.4%とそれぞれ早期健全化基準を大きく下回っております。また、水道事業会計及び公共下水

道事業特別会計では、資金不足は発生しておりません。

次に認定第1号から認定第9号は、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算でございます。お手元に配布させていただいております、平成20年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額337億7,888万2,631円、歳出決算額324億8,286万9,139円、歳入歳出差引額12億9,601万3,492円、翌年度へ繰り越すべき財源として9億3,000万7,950円、実質収支額3億6,600万5,542円となっております。

次に、認定第2号、平成20年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございますが、収入額といたしまして25億2,361万1,865円、支出額といたしまして21億5,858万1,257円となり、差引額では3億6,503万608円の黒字となっております。次に資本的収入及び支出では、収入額5億3,203万円、支出額10億8,851万5,757円、差引額5億5,648万5,757円の赤字となっております。

認定第3号、平成20年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額は87億7,209万4,798円となり、歳出決算額95億5,665万1,584円、歳入歳出差引額7億8,455万6,786円の赤字となっております。

次に、認定第4号、平成20年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認

定の件でございますが、歳入決算額5億388万7,985円、歳出決算額4億8,596万3,477円、歳入歳出差引額1,792万4,508円となっております。

認定第5号、平成20年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額15億2,981万7,128円、歳出決算額3,050万3,781円、歳入歳出差引額14億9,931万3,347円となっております。

認定第6号、平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額63億6,268万8,492円、歳出決算額64億87万5,226円、歳入歳出差引額は3,818万6,734円の赤字、翌年度へ繰り越すべき財源として2万2,000円、実質収支額3,820万8,734円の赤字となっております。

次に、認定第7号、平成20年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額1,488万8,810円、歳出決算額は同額の1,488万8,810円となっており、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

認定第8号、平成20年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額34億6,900万2,001円、歳出決算額34億6,181万9,550円、歳入歳出差引額718万2,451円となっております。

続きまして認定第9号は、平成20年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額5億5,835万5,506円、歳出決算額5億3,818万1,897円、歳入歳出差引額2,017万3,609

円となっております。

次に議案第41号は「平成21年度摂津市一般会計補正予算第4号」でございます。先ほど報告いたしました平成21年度摂津市一般会計補正予算第3号の既定の予算額に13億5,117万2,000円を追加し、補正後額33億226万7,000円といたすものであります。歳出の主なものとして、来年度完成オープンいたしますコミュニティプラザの館内通信設備構築及び備品購入費で1億7,737万3,000円、平成20年度決算額の実質収支額3億6,600万5,542円の2分の1以上相当額1億8,400万円の財政調整基金への積み立て。地域活性化経済危機対策臨時交付金は、6月補正時に3,118万6,000円を計上しており、本市の内示額1億4,187万6,000円との差額を全額計上し、DV被害者臨時生活支援給付金、新型インフルエンザ備蓄用品の追加分、年末の買い物支援のためのプレミアム商品券事業の市負担分、学校関係で地上デジタル対策事業、学校化事業を国庫補助金と併用で地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して整備することとしております。

一方、政権交替により、国の予算において概算要求基準の廃止、既存予算をゼロベースで見直す等、大幅な予算改革がなされます。既に可決しております平成21年度補正予算の一部凍結で3兆円の財源捻出を9月18日に閣議決定されており、10月2日までに各閣僚が見直し案を閣僚委員会に提出するとのことでありますが、その詳細情報については不明であります。また、経済危機対策臨時交付金については内示済みであります。地域活性化公共投資臨時交付金は、いまだ内示はされておらず、今後、国におい

てどのような対応がなされるのか不明な点があり、このような状況下での補正予算計上であります。歳入、歳出については、今後、一時留保や不採択の措置があるかもしれませんが、今回、補正しておかなければ、補助採択の俎上にも乗らなくなるのが懸念され、タイムリミットの関係上、予算計上させていただきました。学校ICT化事業で校内LAN工事、デジタルアンテナ工事、耐震補強工事を既存の補助制度で取り組むことを予定しており、残る財源については、補正予算債で措置しております。今後、地域活性化公共投資臨時交付金の内示がきましたならば、補正予算債と入れ替える予定にしております。いずれにいたしましても、今回の予算計上については、流動的な要素が多いことをお許しいただきたいと思っております。

それ以外に100%国の補助金で、子育て応援特別手当を歳入歳出同額計上しております。また、民間幼稚園での認定こども園整備のための補助金を府補助金2、市補助金1の割合で予算計上しております。また、損害賠償金、訴訟委託料、平成20年度決算に伴いまして、補助金の精算に伴い過年度分の府費返還金も計上しております。

次に議案第42号「平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算第1号」でございますが、既定の予算額に2,021万3,000円を追加し、補正後額36億6,499万6,000円といたすものであります。主な歳出は、過年度分国費府費等返還金、一般会計繰入金等であり、歳入として基金繰入金や前年度繰越金、過年度の国・府負担金等を計上しております。

議案第43号、及び議案第44号は「損害賠償の額を定める件」であります。

先ず、議案第43号は、公用自動車による公務中に発生した交通事故であります。これは、平成21年2月11日、一津屋1丁目25番6号地先の変則的な十字路口内での、パッカー車と原付バイクとの接触事故で、相手方が転倒し、負傷したものであります。事故当時は、相手方はヘルメットをかぶっておりましたが、転倒の際に軽い脳震盪を起こしたため、急遽、救急車を要請し病院へ搬送、摂津警察署への連絡も行ったところでありませぬ。その後、治療費等の賠償について、数回にわたり損害賠償の交渉を行いました。交渉は難航しましたが、保険会社とも協議の上、ようやく解決の目途が立ったことにより、今回、議案を提案させていただくものであります。過失割合は、市65対相手方35で、損害賠償の額129万649円を支払うものであります。なお、これら賠償額は全額保険で賄われます。

続きまして議案第44号は、公用自動車による公務中に発生した交通事故で、平成20年6月30日、千里丘東1丁目11番9号地先で放置自転車移動保管実施中に、放置自転車の積み込みのため、バックして停車しようとしていたところ、歩道側から車道に出て来た人に気づかず、接触したものであります。被害者は高齢のこともあり、脳挫傷、硬膜下血腫の負傷を負われ、入院4ヶ月、通院3ヶ月という長期療養となりました。その後、一定治療も終了されたことから、損害賠償の交渉を行った結果、保険会社とも協議の上、解決の目途が立ったことにより、今回、議案を提案させていただくものであります。過失割合は、市85対相手方15で、損害賠償の額1,608万8,504円を支払うものであります。なお、これら賠償額は全額保険で賄われます。

次に議案第45号「訴訟の和解の件」でございます。これは、平成18年5月29日に阪急正雀駅付近の市道正雀南千里丘線の柵から下の市道正雀本町1号線に転落し、重症を負ったとの主張で、本市に対して損害賠償請求事件として、大阪地方裁判所へ提訴されました。平成21年2月19日には判決が下りましたが、本市ではこの判決を不服として、平成21年3月6日付で大阪高等裁判所へ控訴いたしました。その後の進行過程で裁判所から本市側と相手方の双方に和解に掛かる意見を聞かれ、和解に努めるよう和解勧告書が送付され、検討いたしました結果、裁判所からの職権による和解勧告がなされたこと及び被控訴人との紛争の早期、円満解決が望ましいとの結論から和解しようとするものであります。和解内容については議案に記載のとおりであります。

次に、議案第46号「摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件」は、消防法の改正に伴い、引用している条ずれに対応して改正するものであります。

以上、議案の概略説明をさせていただきました。

○柴田座長 説明が終わりました。

この際、何かご質問があればお受けしたいと思いますが、質問ありませんか。

山本議員。

○山本議員 議案第41号ですけれども、新しい政権の中でいろいろと中身が変わってくるということで、とりあえずは、この補正でまた賄うというふうなお話がありましたけど、全体としてどれぐらいの中身を見込んでおられるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○柴田座長 総務部長。

○奥村総務部長 議案書の中に、それぞ

れ歳入歳出の項目を上げております。歳入のところに市債という欄がございます、そこのところで今回補正に係るものが3億7,680万円、一応、予算計上をさせていただいております。

これで通常の予算、例えば、こども認定園の補助金、これについては通常の予算がつくんですが、ことしの起債に限りましては景気対策の分ということで、市の一般財源相当額を起債で100%充当してもよろしいということがあります。我々は、その起債充当をまず考えておるんですが、ただ先ほど言いましたように、公共施設臨時交付金、これが交付されたときには起債を抑えて、それに財源をかえようというふうに思っております。それで、公共施設整備基金の内示がなければ、補正予算債で補助金がつけば事業を執行していきたいと、かように考えております。

○柴田座長 山本議員、よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田座長 以上で質問を終わります。理事者の皆さん、ご苦労さんでした。ご退席いただいて結構でございます。暫時休憩をいたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○柴田座長 再開します。

第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

池上参事。

○池上事務局参事 それでは、私のほうから第3回定例会の審議日程等についてご説明申し上げます。

まず、会期は10月8日から11月2日までの26日間でございます。

審議日程につきましては、10月8日

と9日の本会議は役員改選で、両日とも午後3時開会でございます。15日は付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託、そして即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

19日が建設及び民生常任委員会、20日は総務及び文教常任委員会でございます。また、20日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。21日が駅前等再開特別委員会、27日が議会運営委員会、30日は本会議で一般質問、11月2日は本会議最終日で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。また、2日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程の案でございます。

続きまして、その次のページ、2ページからの議事日程についてご説明申し上げます。

まず、10月8日につきましては、冒頭から本日、5時までにご報告いただき、決定いたします議席順に着席いただきたいと思っております。そして、一般選挙後初の議会ということで、地方自治法の規定によりまして、年長議員が臨時議長となって日程1、議選第1号、議長の選挙を行っていただきます。

これ以後の日程につきましては新議長が作成しますので、日程2から日程4までは追加日程としております。日程2が議席指定の件、日程3が会期決定の件、日程4が議選第2号、副議長選挙の件でございます。

翌9日は、その他の役員の選出で、日程1が常任委員会、議会運営委員会の委員の選任、日程2が議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件

でございます。

次に、3ページの10月15日につきましては、日程1が認定第1号など12件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第9号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

次に、日程2は報告第9号で、即決、日程3は報告第10号及び第11号で、一括して報告を受けていただきます。日程4は議案第43号及び議案第44号で、損害賠償の額を定める件で即決でございます。日程5は議案第45号で、訴訟の和解の件で即決でございます。

次に、10月30日は一般質問でございます。11月2日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第41号など委員会付託案件の3件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、次のページ、議案付託表につきましては、ごらんとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、認定第1号、平成20年度一般会計歳入歳出決算及び議案第41号、平成21年度一般会計補正予算(第4号)について、各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

○柴田座長 ただいま事務局から説明がありました。そのとおりでよろしいでしょうか。

山本議員。

○山本議員 今回の議事日程についてはこのままで結構ですが、きょうの議題と

いうことではありませんけれども、即決について、一度また議運とか議会活動等検討委員会とかそういう中で、そのあり方について議論していただきたいというのがあるんです。

それは、工事請負契約で何億円というようなものが即決で決めてきた経過がありますから、やっぱり大事な税金を使うという点で、予算審議の中でいろいろやられるということはあるんですけども、いろんなことが即決、即決というふうなそういうことについて、中身をもう一度精査していく必要があるかなというような思いがありまして、それは全体の議事日程にかかわってくる問題ですから、一度どこかでまた議論をしていただけるように、そのことだけお願いしておきたいと思います。

○柴田座長 きょうの代表者会議の中で、一部、議会運営委員会的な要素も含まれている中での今、山本議員からの質問といたしますか、考え方を提示していただきました。ちょっと事務局、これはよく聞いておいていただいて、次これは、そしてたら議運か何かでまたそういう協議をしていただくということになるんですね。

山本議員。

○山本議員 そういう提起があったということで。きょうの議題ではありませんので結構です。

○柴田座長 そういう考え方があったということだけ、おさめておいていただいて。

それでは、説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田座長 ないようでしたら、そのように決定をさせていただきます。

以上をもって、本日の予定しておりました案件の協議が終わり、これで本代表

者会議を閉会したいと思います。
(午前11時13分 閉会)

署名する。

座 長 柴 田 繁 勝